

## 鹿児島市水道局施工体制点検要領

### (目的)

第1条 この要領は、鹿児島市水道局が発注する建設工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 対象工事は、鹿児島市水道局が発注する請負代金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事とする。

### (点検者)

第3条 点検は、原則として監督員又は工事発注課の工事担当係長が行うものとする。

### (点検の内容等)

第4条 点検の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、点検のフローチャートは別紙のとおりとする。

- (1) 施工体制台帳等の記載内容の点検
- (2) 工事現場における施工体制の点検
- (3) 施工体制（一括下請負）に関する点検

### (点検の実施時期)

第5条 点検の実施時期は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号については、施工体制台帳の提出時及び変更時に実施する。
- (2) 前条第2号については、工事進捗が20から30%に達した時期及びできるだけ多くの下請業者が稼働している時期に1回以上実施することとし、抜き打ち点検とする。
- (3) 前条第3号については、工事施工中1回以上実施し、1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増すこととする。なお、前条第2号の点検と同時に実施してもよい。

### (改善措置)

第6条 点検者は、施工体制の点検を行った結果、点検内容に疑義があると認められる場合は、当該工事の受注者から意見を聴取するものとする。

- 2 点検者は、前項の意見聴取において、その事実が認められた場合には、受注者に対し改善の指導を口頭により行うとともに、所属長へ速やかに報告するものとする。
- 3 所属長は、受注者が前項の規定に基づく指導に従わない場合、又は、速やかな改善が見込めない場合、受注者に対し、別に定める書面により改善請求を行うとともに、契約担当課長へその内容等を報告する。

### (疑義情報の通知)

第7条 契約担当課長は、前条第3項による報告を受けた場合、必要に応じ、一括下請負の疑義の内容等を当該受注者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事へ通知しなければならない。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員は、施工体制の点検を通じて受注者に不適切な点があった場合、その内容、改善状況に応じて工事成績に適切に反映するものとする。

付 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年8月8日から施行する。